

東村山市立図書館での複写について

1. 著作権法の趣旨

知的・芸術的創造物および創作者個人の権利を守ることを基本としています。
著作権者の利益を保護し、ひいては文化の発展に寄与するために制定された法律です。

2. 図書館等における複写

- ▶ 著作権法第31条等に基づき、下記のすべてを満たす場合に複写できます。
 - ◆ 図書館資料（図書・雑誌等）を用いた調査研究のための複写であること。
 - ◆ 公表された著作物の一部分（半分以下）であること。
 - ◆ 利用者一人につき、同じ個所を一枚のみ複写可能です。
- ▶ 他の自治体等から借用した資料については、図書は複写できますが、雑誌等はできません。また、貸出館から複写禁止の指示のあった借用資料は複写できません。
- ▶ 国立国会図書館及び国際子ども図書館からの借用資料は職員が複写をします。
- ▶ 複写を希望する場合は、事前に「複写申込書」に記入し職員に渡してください。

3. 主な資料の著作権の許容範囲

図書資料

1) 図書

1 作品の半分以下

- ◆ 全集もの…各作品の半分以下
- ◆ 短編集…個々の短編の半分以下
- ◆ 論文集…個々の論文の半分以下

2) 楽譜・歌詞

各曲の半分以下

3) 絵画・写真（美術の著作物）

著作物としての不可分性を有するものについては、その一部分の複写では同一性保持権（第20条）侵害の問題を引き起こしかねないので、複写いたしません。

地図

- ◆ 住宅地図（ゼンリン）…個々の地図の半分以下（個々の地図とは見開きページを指します）
- ◆ 一枚もの…個々の地図の半分以下
(個々の地図とは一枚ものの地図を構成する最小単位の地図を指します。)
- ◆ 地図帳（区分地図）…個々の地図の半分以下
(個々の地図とは地図帳を構成する最小単位の地図を指します。)
- ◆ 国土地理院発行の地図…全部可（国土地理院発行の地図を加工した地図は含みません。)
- ◆ 古地図…全部可（江戸時代以前のもの）

定期刊行物

1) 新聞

- ◆ 最新号…複写できません。（夕刊がきても当日の朝刊は複写できません。)
- ◆ バックナンバー…個々の記事全部可（前日の夕刊は複写できます。)

2) 雑誌

- ◆ 最新号…複写できません。（最新号とは、各図書館の最新号と解します。)
- ◆ バックナンバー…個々の論文・記事全部可

CD・カセット

- ◆ ジャケット…複写できません。
- ◆ 歌詞カード…1作品の半分以下
- ◆ 解説…半分以下